

令和8年度 新宮町プレミアム付き商品券発行事業 実施要領

1. デジタル商品券について

- (1) 目的 新宮町での個人消費を喚起し、福岡県及び新宮町と連携して、地域経済の活性化を図ると共に、キャッシュレス決済の普及促進を目的として、新宮町プレミアム付き商品券を発行します。
- (2) 名称 新宮町プレミアム付き商品券（略称 しんぐうペイ）
- (3) 発行団体 新宮町商工会
- (4) 発行総額 1億4,400万円(プレミアム分を含む)
- (5) プレミアム率 20%
- (6) 販売価格等
- ① 販売単位 10,000円（プレミアム含む12,000円）
 - ② 全店共通券・中小店専用券の2種類1セットで販売
 - うみ券(全店共通券4,800円分)・・・全ての加盟店で使用できます
 - やま券(一部取扱店専用券7,200円分)・・・大型店では使用できません
 - ③ 1名あたり最大40,000円まで購入可能
- (7) 購入方法
- ① スマートフォンにて専用アプリをダウンロードします。
 - ② 1次販売もしくは2次販売、3次販売の申込期間内に、専用アプリより購入を申し込みます。
 - ③ 1次販売は新宮町内にお住まいの方のみの申し込みで、抽選日に抽選結果を通知します。2次販売は、新宮町内にお住まいの方のみの2次販売期間中に先着順で購入していただきます。3次販売は居住制限がないためどなたでも購入することができ、先着順で、完売になるまで受付します。
 - ④ 当選者はコンビニエンスストアで商品券の購入手続きをします。
 - ⑤ 1次販売から3次販売までの購入できる合計金額は、1名あたり最大40,000円までとします。
- (8) 販売方法
- ① 1次販売(新宮町居住者が対象)
 - 購入対象者 新宮町居住者
 - 1次販売額 1億4,400万円(プレミアム分を含む)
 - 申込期間 令和8年9月4日(金) 10:00 ~
令和8年9月16日(水) 23:59
 - 抽選通知 令和8年10月1日(木) 10:00
※ 発行額を超える申込があった場合には抽選にて購入者を決定し、抽選結果を全員に通知いたします。
 - 購入期間 令和8年10月1日(木) 10:00 ~
令和8年10月4日(日) 23:59
 - ② 2次販売(新宮町居住者が対象)
 - 購入対象者 新宮町居住者
 - 2次販売額 1次販売の残額
1次販売で完売した場合は、2次販売は実施いたしません。
 - 申込期間 令和8年10月6日(火) 10:00 ~ 23:59
 - 購入期間 申込後2日以内

③ 3次販売(居住制限なし)

- 購入対象者 どなたでも購入可
- 3次販売額 2次販売の残額
 - ※ 1次及び2次販売で完売した場合は、3次販売は実施いたしません。
- 申込期間 令和8年10月9日(金) 12:00より先着販売
 - ※ 申込キャンセル等により発行額に達しない場合は、アプリ登録者全員に追加販売のお知らせを通知し、完売するまで販売します。
 - ※ 1次販売から3次販売までの購入合計金額は、1名あたり最大40,000円までとします。
- 購入期間 申込後2日以内

(9) 使用方法 (購入者のアプリ 使用について)

- ① 「しんぐうペイ」は、スマホひとつで簡単に電子商品券の申込・購入・使用ができるアプリです。
- ② 申込期間内にアプリをダウンロードし、アプリ内で購入希望金額を選び申込します。抽選結果もアプリ内で確認できます。
- ③ 当選者は全国のコンビニエンスストアで商品券の購入手続きをします。購入した商品券はプレミアム分を加算した金額がアプリ内にチャージされます。
- ④ 商品券の使用は、アプリ内で商品券(全店共通券か一部取扱店専用券)を選択し、加盟店の店頭にあるQRコードを読み込み、支払金額を入力することで決済できます。商品券は1円単位で使用可能です。
- ⑤ 加盟店は、お客様のアプリの決済完了画面にて、確実に決済が完了していることをご確認ください。
- ⑥ 商品券1回の使用限度額は48,000円(プレミアム分含)までとします。

(10) 使用期間

令和8年10月1日(木)10:00 ~ 令和9年1月31日(日)23:59

2. 換金について

(1) 換金方法

- ① 毎月3回(10月については2回)、使用された売上を自動集計し、全店共通券、一部取扱店専用券の各々の未換金額を指定された銀行口座へ振込します。
- ② 振込は全店共通券と一部取扱店専用券を合算した金額を振込します。

(2) 換金サイクル

- ① 毎月3回締日(10日、20日、末日)
 - ※但し、10月の換金については、20日、末日のみとなります。
- ② 締日より原則4営業日後に振込

(3) 換金手数料

- ① 新宮町商工会会員 手数料無料
- ② 新宮町商工会会員以外 換金金額の5%を手数料として徴収します。
 - ※ 商品券換金の際、換金総額から5%差し引いた金額をお支払いします。(1円未満は切り捨て)

(4) 振込手数料

無料

3. 加盟店登録申請について

- (1) 加盟店登録資格 新宮町内に店舗等を有する事業者であること
- (2) 申請方法 実施要領に同意の上、「新宮町プレミアム付き商品券取扱加盟店登録申込書」に必要な事項を記入のうえ FAX、郵送、メール、または直接商工会窓口までご提出下さい。申込書は新宮町商工会ホームページからもダウンロードできます。
- (3) 申請期間 令和 8 年 6 月 1 日(月)～令和 8 年 6 月 26 日(金)17 時
※ 申請期限を過ぎても随時申請を受け付けますが、当初発行のチラシによる広報、および利用開始時のアプリやホームページへの店舗名等の掲載が間に合わない場合があります。
- (4) その他
 - ① 加盟店登録した事業所には、決済用 QR コードと加盟店用のぼり等を配布します。配布時期は 9 月下旬までには配布を予定しています。
 - ② 新宮町内に複数の店舗がある場合は、店舗ごとに申請書を提出してください。
 - ③ 購入申込が始まる令和 8 年 9 月より、アプリや管理画面の使い方について問い合わせができる専用窓口(コールセンター)を開設予定です。
 - ④ 加盟店向け導入・操作説明会を令和 8 年 9 月 1 日(火)に開催予定です。

4. 注意事項等

- (1) 商品券は 1 セット 12,000 円(プレミアム分含む)のうち、やま券(一部取扱店専用券 7,200 円分)は大型店では使用できません。
- (2) 商品券発行事業による地域経済への影響や効果を把握するため、購入者及び加盟店へのアンケート調査にご協力をお願いいたします。
- (3) この商品券は、購入後の返金はできません。また、使用期間を過ぎた場合は無効となります。
- (4) 不適切な行為について
次のような行為や第三者からの現金化目的による換金依頼には応じないよう、ご協力をお願いいたします。
 - ① 商品券の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、事業者側が本事業の主旨に反する行為を行う。
 - ② 商品券を事業の用に供するための物品・サービス等の調達に用いる。

(5) 商品券の使用対象にならない商品やサービスは以下のとおりです

- ① 出資や金融商品の購入(株式、債券等)
- ② 商品券、切手、印紙、宝くじ、プリペイドカードのチャージ等、換金性の高いもの
- ③ 事業用資産の購入や仕入等の事業に関連した支出
- ④ 国や地方自治体への支払い
- ⑤ 税金、電気、ガス、水道代等の公共料金
- ⑥ 医療費、医療保険の適用のある診察代や薬代の自己負担分
- ⑦ たばこ
- ⑧ 車検の法定費用
- ⑨ 土地および家屋の購入、家賃や月極駐車場代等、不動産に係る支払い
- ⑩ 商品券の転売、譲渡
- ⑪ 特定の宗教、政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

(6) 加盟店舗登録の取り消しについて

新宮町プレミアム付き商品券実施要領に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や加盟店の登録を取り消す場合があります。

登録の取り消し等に伴う加盟店の損失について、新宮町商工会は一切補償しません。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合があります。

(7) 反社会的勢力の排除について

加盟店登録の申請者は、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他これらに準ずる反社会的勢力に該当しないこと、または反社会的勢力と関係を有しないことを表明し、これを確約するものとします。

申請者が反社会的勢力に該当する、または関係を有すると認められた場合、加盟店登録を拒否し、または登録後であっても取り消すことがあります。

その際に生じた損害について、新宮町商工会は一切責任を負いません。

(8) 実施要領への同意について(申込書提出時の同意みなし条項)

加盟店登録申込書の提出をもって、申請者は本実施要領の内容をすべて確認し、これに同意したものとみなします。

また、実施要領に定める事項に違反した場合には、加盟店登録の拒否または取り消し等の措置が講じられることについても、同意したものとします。

【お問合せ・加盟店お申込先】

新宮町商工会

糟屋郡新宮町下府3丁目17-1

TEL 092-963-4567 / FAX 092-962-4355

e-mail: shingu@shokokai.ne.jp